

令和元年台風19号豪雨による被災中小企業の皆様へ

～補助金等申請のための事前準備のお願い～

この度は、台風19号により被災された皆様に対しお見舞い申し上げます。

今般の令和元年台風19号豪雨により被災した中小企業等について、県・国では施設、設備の復旧等に係る費用の補助事業を検討しているとのことです。

つきましては、補助金等の申請をする場合、特に事前着工が認められる場合において、被害状況を客観的証拠のもとに証明する必要があり、下記の事項に十分ご留意いただき早めの事前準備をしていただきますようよろしくお願いいたします。なお、支援策が固まり次第、県、国より発表があるとのことです。

記

1 補助金等の申請時に必要とされる客観的証拠

下記が全ての支援策に必要なとは限らず、支援策によってはこれ以外に必要なものがある。

- (1) 罹災（被災）証明書
- (2) 被災状況を示す写真（施設・設備の被災状況の写真、設備を廃棄するときの写真）
- (3) 被災した施設・設備の配置が把握できる図面
- (4) 施設を取り壊す場合は閉鎖登記簿謄本
- (5) 設備を廃棄する場合は、修理対応できないことが確認できる書類（修理業者からの書面等）及び廃棄の事実が確認できる書類（廃棄物引取の証明書、災害ごみ搬出時の写真等）
- (6) 廃棄・復旧に要した費用が分かる書類（見積書、発注書、請求書、領収書）

2 注意事項

- (1) 支援施策は国及び県において 制度及び 予算の成立が前提
- (2) 被災した全ての施設・設備が 支援対象となるとは限らない
- (3) 上記の証拠の他、支援策毎に要綱等に基づき、申請書、計画書などの書類が必要